

岡山市子どもの生活実態調査業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和5年 5月29日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

岡山市子どもの生活実態調査業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市子どもの生活実態調査業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委託期間 契約日から令和6年3月31日まで
- (4) 概算予算額 総額 7,157,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「研究・調査・計画」業種細区分「研究・調査・計画」に登録のあること。現在、有資格者名簿に登録のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表1に掲げる書類を提出することにより、有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づき、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 暴力団もしくは暴力団員でないこと。また、その統制のもとにないこと。
- (5) 平成25年4月1日以降で、国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注する、住民・国民を対象とした意識・実態調査等の分析業務（分析業務を含む調査業務も可）を元請として受託し、完了した

実績を有すること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	公示日～令和5年6月26日(月)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和5年6月5日(月)午後3時まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和5年6月12日(月)午後3時掲載
企画提案書の提出	令和5年6月13日(火)～令和5年6月26日(月)必着
プレゼンテーションの実施	令和5年7月3日(月)頃
審査結果の通知	令和5年7月7日(金)頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

ホームページアドレス（http://www.city.okayama.jp/category/category_00001456.html）

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【企画競争質問】岡山市子どもの生活実態調査業務委託」として、岡山市こども福祉課へ提出すること。

電子メール：kodomofukushi@city.okayama.lg.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課宛に、「岡山市子どもの生活実態調査業務 企画提案書在中」と朱書きの上、持参もしくは一般書留又は簡易書留により提出してください。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式2）

②実績説明書（様式3）

③企画提案書（様式は自由、A4判）

下記事項について提案してください。

ア 業務体制、スケジュールについて提案してください。

イ アドバイザーに関する提案

調査項目の策定及び調査結果の分析を行うアドバイザーについて提案をしてく

ださい。ただし、仕様書第1節6（1）の条件を満たすものとする。

ウ 項目作成に関する提案

「令和2年度子供の生活状況調査」（内閣府）の調査項目から不要、変更する項目、平成29年度「岡山県子どもの生活実態調査」との比較を想定した追加項目を3～5項目程度、理由を付してご提案ください。

（参考）

こども家庭庁関連サイト

<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html>

岡山県関連サイト

<https://www.pref.okayama.jp/page/560260.html>

エ 回収率を上げるための提案

オ 保護者の回答と児童の回答を紐づけた集計とその分析を行う手法の提案

カ 子どもの貧困対策を推進する計画策定の基礎資料とするための効果的な分析を行うための提案

キ 報告書及び概要書作成に関する提案

④見積書（様式は自由）

⑤有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

※有資格者名簿に登載されていない場合は別表1に記載した提出書類を企画提案書と一緒に提出すること

（3）提出部数

①企画競争参加申請書 1部

②実績証明書 8部

③企画提案書 8部

「商号又は名称及び代表者印」の記載があるもの1部（正本）、「商号又は名称及び代表印」の記載がないもの7部（副本）。副本には会社名等が分かるような表記はしないこと。

④見積書 8部

（4）注意事項

①企画競争参加申請書には連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）をご記入ください。

②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出してください。

③提出期限までに提出されなかった企画提案書は、いかなる理由でも特定されません。

④提案書の提出期限後の差し替え及び再提出は認めません。

8 特定方法等

（1）審査体制

岡山市岡山っ子育成局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

（2）審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行い

ます。

②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。なお、得点が50点を下回る提案については、最適な提案者及び次順位提案者（次点）として特定しません。

(3) ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき15分程度。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

(4) 評価基準

別紙1のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては企画提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは企画提案書を特定しなかったことを書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとします。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された提案書等は、審査以外には使用しません。

(3) 特定しなかった提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。

(4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。

(5) 企画提案書は、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、開示の対象としません。

(6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。

(7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。

(8) この企画競争の実施および契約の締結については、本公示で定めるもののほか、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部こども福祉課（岡山市役所本庁舎9階）担当：野村・武
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086)803-1221

FAX：(086)803-1719

電子メール：kodomofukushi@city.okayama.lg.jp